

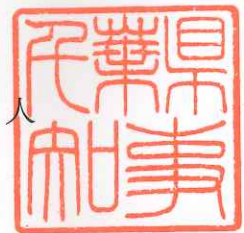
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号

氏 名 株式会社 丸幸
代表取締役 渡邊 均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和5年9月22日

許可の有効年月日 令和10年9月2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

・ 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）, ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ ゴムくず, シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, ス ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, セ 鋳さい, ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, タ 動物のふん尿, チ ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年9月3日 新規許可

令和5年9月22日 更新許可・変更届（株主変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。